

大阪市規則第120号

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(建築主事) 第2条 〔略〕 2 次に掲げる建築物及び建築設備の確認 （法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに第4号に掲げる建築設備の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は <u>法第18条第38項第2号</u> （法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長（以下建築確認課長という。）とする。 〔(1)～(4) 略〕 〔3～5 略〕 （許可の申請等の取下げ） 第8条の2 〔略〕 〔2・3 略〕 4 国の機関の長等は、法第18条第2項、 <u>第20項</u> 又は <u>第28項</u> の規定による通知を取り下	(建築主事) 第2条 〔同左〕 2 次に掲げる建築物及び建築設備の確認 （法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。）に関する事務並びに第4号に掲げる建築設備の検査及び仮使用の認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は <u>法第18条第24項第2号</u> （法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を行う建築主事は、計画調整局建築指導部建築確認課長（以下建築確認課長という。）とする。 〔(1)～(4) 同左〕 〔3～5 同左〕 （許可の申請等の取下げ） 第8条の2 〔同左〕 〔2・3 同左〕 4 国の機関の長等は、法第18条第2項、 <u>第16項</u> 又は <u>第19項</u> の規定による通知を取り下

げるときは、第 2 項の規定に準じて建築主 事に通知しなければならない。	げるときは、第 2 項の規定に準じて建築主 事に通知しなければならない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年11月 1 日から施行する。